

平戸市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成28年2月25日(木) 午前9時30分から午前11時00分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(29人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉
9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦	11番 松山 矢市	12番 川尻 修治
13番 末永 武好	14番 山下 忠平	15番 塚本 順男	16番 瀧山 博
17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦	19番 林 憲治	20番 藤沢 和正
21番 阿部 榮	23番 濱本 寿光	24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄
26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎	28番 福田 延之	29番 藤永 和之
30番 西川 靖子	31番 山本 順子	32番 宮田 克幸	

4. 欠席委員(4人)

1番 吉福 弘実 5番 松尾 正幸 8番 本山 勝茂 22番 石田 勝巳

5・議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第15号 農業改良届出について

報告第16号 農業振興地域整備計画の変更について

報告第17号 農地法第4条の規定による届出について

報告第18号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第48号 非農地証明願について

議案第 49号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか
否かの判断について

議案第 50号 第11回農用地利用集積計画(案)について

議案第 51号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を
行っている旨の証明願いについて

第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 川口 敬 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博

主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成27年度第11回総会を開会いたします。

はじめに会長からご挨拶をお願いいたします。

○会 長

おはようございます。本日は平成27年度第11回2月期総会にご出席いただきありがとうございます。

今日は肌寒く感じる一日でございます。体調管理に気を付けて、がんばっていただきたいと思えます。先月の総会後に行いました視察研修ですが、皆様方のご参加をいただきまして無事終了できました。改めてお礼を申し上げたいと思えます。少し参加者が少なかったのですが、24、25日の大雪の関係でいろいろなご家庭の事情がございまして、当日になってから参加を取りやめた方もおられます。これは天災として、どうしても早急に処置をしなければいけない案件が出た関係だろうと思えます。視察先に対しては早速お礼状をお送りして、お礼の言葉に代えたところでございます。ここに報告を申し上げたいと思えます。

それから、今月に入りましてから、皆様ご存知のことと存じますが、21日に市民表彰式が文化センターでございました。私達の同志であります、生月町の〇〇委員が地方自治功勞者として表彰されました。〇〇委員ご自身はもちろんのこと、ご家族、地域の皆様、私達に取りましても、この上もない喜びでございます。〇〇委員におかれましては、今後、十分お体を留意なさって、なお一層の農業振興にご尽力いただきたいと思いますと考えております。本当におめでとうございました。そういった意味で、来月の総会終了後、〇〇委員のお祝いと、年度末になりますので、市の人事の発表もあるのではないかと思います。局長もわずかとなつ

ております。そこで、お祝いと送別会を兼ねた意味で、懇親会を計画いたしております。どうか皆様の全員のご参加をお願いいたします。

今日も貴重な案件をご提案申し上げます。最後まで、慎重なるご審議をいただきますようお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員、5番委員、8番委員、22番委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。よって、出席委員は委員定数33名中、29名で定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、23番委員24番委員にお願いします。書記には事務局職員の参事を指名いたします。

以上で日程第3を終わります。

○議長

これより平成28年2月期の会務報告と、平成28年3月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは平成28年2月期の会務報告と、平成28年3月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(2月会務報告、3月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成28年度3月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成28年3月25日金曜日午後3時からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を平成28年3月25日金曜日午後3時からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第15号 農地改良届出について 》

○議長

報告第15号「農地改良届出について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料2ページをお願いします。報告第15号「農地改良届出について」を説明いたします。
(報告第15号1番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より報告第15号「農地改良届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第15号「農地改良届出について」につきましては、届出のとおり処理済みといたします。

《 報告第16号 農業振興地域整備計画の変更について 》

○議長

続きまして、報告第16号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。農林課の提案説明を求めます。

○事務局

資料3ページをお願いします。報告第16号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明いたします。

(報告第16号1～2番を朗読、パワーポイントを併用して説明：2件)

○議長

ありがとうございました。ただ今、報告第16号「農業振興地域整備計画の変更について」の説明が終わりましたので、審議に入ります。なにかご意見、ご質問ありませんか。

○委員

牛舎を増築されて事業を拡大することはいいことなのですが、仕事上あちこち行くんですが、牛の糞尿の処理ですね。下のほうに流れてきて困るとか聞くのですが、糞尿の処理対策はどのように指導しているのかお尋ねいたします。

○事務局

糞尿の処理につきましては、周辺とのトラブルが多い内容です。法律で家畜排せつ物法やいくつかの法律があるわけですが、基本的には、多頭飼育の者については確実に堆肥舎を設置するように指導しております。10頭以上飼育の場合は、堆肥舎設置を義務付けておりますが、それ以下については設置の義務はありませんが、周辺に迷惑がかかってはいけませんので、し尿が垂れ流されないように指導しています。増頭の取り組みについては、各種法律に触れないように、周辺に迷惑がかからないように、随時、指導をやっていきたいと考えています。今回の申請について、片方は小頭規模ですが、片方は10頭を超えてきますのでそのような指導をしていきたいと思います。

○委員

わかりました。近隣に井戸があれば、糞尿が流れてきて井戸が使いなくなったと聞くんですね。牛舎を建てる方に、そういうところをしっかりと指導していただきたいと思います。

○議長

ありがとうございました。他にありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないということですので、報告第16号「農業振興地域整備計画の変更について」につきましても、報告のとおり処理済といたします。

《 報告第17号 農地法第4条の規定による届出について 》

○議長

報告第17号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料9ページをお願いします。報告第17号「農地法第4条の規定による届出について」を説明いたします。

(報告第17号1～4番を朗読：4件)

○議長

ただ今、事務局より報告第17号「農地法第4条の規定による届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第17号「農地法第4条の規定による届出について」につきましても、届出のとおり処理済みといたします。

《 報告第18号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議長

報告第18号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案書10ページをお願いします。報告第18号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を説明いたします。

(報告第18号1～3番を朗読：3件)

○議 長

ただ今、事務局より農業経営基盤強化促進法に係る合意解約についての案件につき、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。なにかございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第18号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」につきましては、届出のとおり処理することといたします。

《 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議 長

議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書11ページをお願いします。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第45号1～3番を朗読 : 3件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようですので、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」

は、原案のとおり、決定いたします。

《 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議長

議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書12ページをお願いします。議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第46号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局より議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を、番号順にお願いいたします。

○委員

1番について補足説明をいたします。平成28年2月15日、地元委員と事務局で現地調査をいたしましたところ、平戸大橋から田平中学校までの通称バイパスといわれていますが、県道敷きの新設工事が行われるために、〇〇さんのご自宅が立ち退きということで申請地に転居するということがございます。隣接地は宅地化しているため、なんら支障はないと判断いたしましたところで、転用に当たってはやむなしと判断いたしました。以上です。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地元担当委員の説明について、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

《 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議 長

議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料13ページをお願いします。議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第47号1～3番を朗読 パワーポイントを併用して説明：3件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委 員

1番と2番の案件について説明いたします。2月15日午前10時頃、地元委員と事務局と代理人で現地確認をいたしました。

1番は事務局の説明のとおりであります。排水は建設する宅地入り口の道路脇に、側溝があります。隣も宅地となっている状態ですので、別に支障はないと思います。よろしくお願いいたします。

それから2番ですが、譲受人の宅地に入る道が赤線で狭い道だったんですが、去年、今回の申請地を相談した時点では断られたそうですが、今回の申請地が宅地になるということで譲り受けの相談が出来て、譲受人の宅地に入りやすいようにすると聞いております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○委 員

3番についてですが、2月15日に北部委員と事務局と立会人で現地を確認しました。

先ほど事務局から説明があったように大工小屋を建てるということです。排水処理の問題が委員からでしたが、おそらく水道も使いませんので、屋根に落ちた雨水ですが、排水処理は、土地が傾いているので、その先にある譲渡人の水路に取り付けるということで、近所の人には迷惑はかからないと思っています。この辺は、昔は山だったり、畑だったところですが、ここ何十年で宅地化されており、近隣での排水処理は問題ないと判断しました。よろしくをお願いします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地元委員の説明について、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

《 議案第48号 非農地証明願について 》

○議 長

続きまして、議案第48号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料14ページをお願いします。議案第48号「非農地証明願について」を説明いたします。

(議案第48号1～7番を朗読、パワーポイントを併用して説明：7件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第48号「非農地証明願について」の説明が終わりましたので、

ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

整理番号1番と4番について説明させていただきます。2月15日地元委員6名と事務局2名、本人並びに代理人の立会いの下、現地確認をいたしました。1番は平成6年頃に牛舎が1棟建っていたわけですが、200㎡以下ということで届出の申請で建てたということですので。今回は増築し地籍も増えるということでの申請だそうです。皆さんと協議した結果、増頭する中での申請であり、了解したわけです。

4番につきましては、同じく6名の地元委員と2名の事務局職員、申出人が県外在住のため、代理人に来ていただき立会いをしました。県道沿いで、平成4年頃、宅地化したということになります。その時、後ろの方までやっていなかったのが、今回2筆を非農地の申請をするということです。昭和50年代は、申出人は耕作していましたけれども、その後、県外に出られて耕作放棄したというわけであります。という中で企業が入り、今回、非農地の申請をしたところですので。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

○委員

2番の補足説明をします。2月15日に、地元委員と事務局で現地確認をして来ました。昭和52年頃から宅地化ということで倉庫、車庫があったということですが、昭和52年以前には鳥小屋があったと覚えています。中学校の通学路だったので、よく覚えています。申出人の話では、昭和52年に倉庫、車庫が建った時点で、宅地として課税されていたということなので、非農地してもいいのではないかと話し合っていました。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

○委員

3番の説明ですが、2月15日に紐差地区委員5名と事務局2名と申請者立会いの下、現地調査をしました。平成5年頃から耕作していないということで、もうそ竹や木が生えて山林化していて、地元委員と非農地は仕方ないのではないかと話してきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○委員

整理番号5番の案件について説明いたします。関係委員と事務局、代理人が来られて現地確認をしました。申出人は現在、佐世保市在住です。現地を確認したところ、かなり木も大きくなっているし、竹も生えています。奥に入ろうとしましたが、猪の穴や樹木等で奥へ入っていけない状況でした。このような状況ですので、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

○委員

6番の説明ですが、15日に地元委員と事務局と現地確認をしました。スライドのとおり申出人の本宅に入る旧道、赤線の小さな道があったわけですが、昭和52年に農道を2.5mの道に拡張しました。傾斜のある小さな段々畑を崩して道にしました。この道が出来てから車が入れるようになって、私もこの道が出来るまでは、申出人の本宅に行ったことがありませんでした。小さな家庭菜園の畑だったといわれればそうだったなと思い出しました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○委員

7番について説明します。15日に地元委員と事務局で現地を確認しました。スライドを見てわかるとおり、30年くらい前から道路化しており、農地に戻しても農地になりません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、なにかご意見、ご質問ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第48号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり、非農地として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第48号「非農地証明願いについて」につきましては、原案のとおり、非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第49号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について 》

○議長

議案第49号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断につい

て」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第49号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」について説明いたします。資料15ページをお開き願います。

最初に、農地法第2条第1項には「農地の定義」が定めてありますが、農地とは、「耕作の目的に供される土地」となっており、これから申し上げる土地が、その農地に該当するか否かの判断を、お願いするものであります。

これまでの農地利用状況調査においてB分類になっている農地の中で、今後計画的に非農地通知を進めていきたいと考えており、今回まず初めに「野子町字戸屋久」と「田平町横島免」の非農地判断に伴う影響がない2箇所の審査を求めるものであります。

今回の判断対象農地について、所有者等には、当該判断に伴う事前通知を1月28日付で送付して確認をしていただいております。

なお、「農地」に該当しないと本会で議決された場合は、対象の所有者に対し「非農地通知書」を送付いたします。また、市・県・法務局等の関係機関に対しては「非農地通知一覧表」を送付することにしております。併せて、事務局では「農地台帳」から削除し、整理することになります。

(野子町戸屋久地区 整理番号1～28番を朗読：28件)

(田平町横島免 整理番号1～25番を朗読：25件)

○議長

ただ今、事務局より議案第49号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委員

この案件は現況を見たわけでもないし、地区委員が渡って見たのかもわからないのですが、我々に判断を求められてもわかりにくいと思いますが、どうでしょうか。

○事務局

現地の補足説明です。野子町字戸渡久ですが、満ち潮のときは渡れないような島です。実際に見に行きましたが、ほとんど山林化しており、今後も使われることはないだろうということで平成25年度にB判定にしました。

同じように、田平町横島免ですが、横島には渡ったわけではなく、対岸から見させていた

できました。2、3年前に文化財の関係で横島に渡った担当職員に聞きましたが、現在、耕作しておらず、耕作出来る状態でないということで25年度にB判定を出したところです。

○事務局

それと総会での判断基準といたしましては、B判定というところです。B判定は森林の様相を呈しており、復元するための条件整備が著しく困難であるということと、その土地の周囲の状況から見て、その土地が農地として復元しても継続して使用することが出来ないと見込まれる場合においてB判定で非農地判断とさせていただきたいと思います。

○委員

今、前の画面にスライドで写してあって、そんな感じかと思いますが、地区担当委員の補足説明があればいいのではないかと思います、どうでしょうか。

○委員

今の質問ですが、私は地元で昔から知っていますが、戸屋久は島です。石があって砂があったわけです。潮が満ちれば歩いて通れない、そういった農地が記載してあるわけです。山どころか森林です。将来の見込みはありません。私は今回の非農地判断はいいことをしていると思っています。問題はありません。以上です。

○委員

横島地区を説明します。実は私の血筋が横島出身で親戚ばかりです。今、横島には住民は一人も住んでいません。対岸の大崎というところに、全員移り住んでいます。耕作放棄して30年以上になります。

また、事務局から説明があったとおり、農地法にのっとった手続きですので、なんら支障ないと思っております。

○事務局

今、〇〇委員から承認確認の方法として、地元委員の補足説明があれば、よりわかりやすいということで、〇〇委員、〇〇委員から説明をいただいたわけですが、B判定の非農地判断はこのようにして上がってきますので、地元委員に補足説明をしていただく形をもって議案を提案したいと思います。よろしいでしょうか。

(意義なしの声)

○事務局

ありがとうございます。

○委員

たくさんの説明もさることながら、お持ちになっている管理者の判断が一番全てでしょうから、これは最終的には所有者の方にこういうことで非農地として処理させていただきますということになるはずですよ。ここではある程度の判断は出来ても、最終的な判断というのは所有者の方の判断になるわけでよね。それでいいですね。

○議長

他にありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。議案第49号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」については農地に該当しないに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第49号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」につきましては農地でないと決定いたします。

《 議案第50号 第11回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

議案第50号「第11回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第50号「第11回農用地利用集積計画(案)について」説明いたします。議案書18ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書19ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。

(整理番号1～5番を朗読：5件)

次に議案書20ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上になります。

(整理番号1～2番を朗読：2件)

次に議案書21ページをご覧ください。使用貸借権各筆明細になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

最後に議案書22ページをご覧ください。所有権移転各筆明細になります。

(整理番号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明：1件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第50号「第11回農用地利用集積計画(案)について」につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委 員

確認したいと思います。21ページの使用貸借権各筆明細ですが、利用権の設定を受ける者は小佐々町の〇〇〇〇さんですか。そして、田平町の人が貸して、田平町の土地を小佐々町の〇〇さんが耕すということですか。

○事務局

はいそうです。2人は親子間となっていて、お父さんの土地を娘さんが耕すということで、使用貸借を結んでいます。今までも〇〇さんが耕作しておられ、今後も耕作していくということで、今回、使用貸借を結んでいます。

○委 員

はいわかりました。

○議 長

他にございませんか。質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。議案第50号「第11回農用地利用集積計画(案)について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第50号「第11回農用地利用集積計画(案)について」は原案のとおり決定いたします。

《 議案第51号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて 》

○議長

次に議案第51号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第51号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」を説明いたします。

(証明出願者名簿を使用して説明：6名)

○議長

ただいま事務局より議案第51号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かありませんか。

(発言なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。議案第51号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので議案第51号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

お謀りをいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

○議 長

これをもちまして、平戸市農業委員会平成27年度第11回総会を閉会いたします。

— 午前11時00分 終了 —

10. 議事録の公開

公開する

11. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 平成27年度農業委員会基礎データ

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成 28 年 3 月 7 日

会 長 丸 田 保

23番委員 濱本 寿光

24番委員 川村 政幸